

第 1 章 計画の目的等

第 1 節 計画の目的

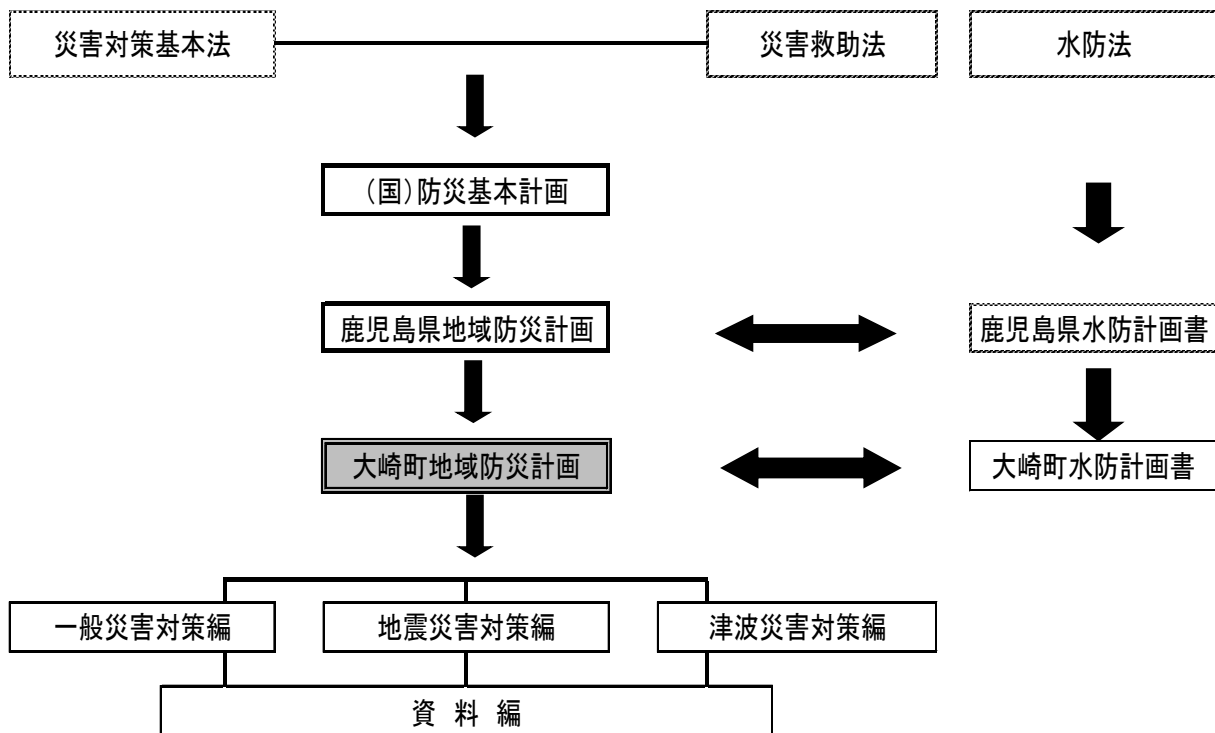
本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。）第 42 条の規定に基づき、大崎町防災会議が作成したもので、町域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施する総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ること、また、町内の土地や各種施設、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

大崎町地域防災計画は、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震災害に係る「地震災害対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」から構成される。

本計画は、大崎町の津波災害対策に関する基本計画であり、国の防災基本計画及び鹿児島県地域防災計画に基づいて作成し、当該計画に抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。

図 地域防災計画の体系



第3節 計画の理念

防災対策の基本的な考え方は、住民の生命・身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることである。

これらは行政の力（公助）だけではなく、町民や地域（自助・共助）が災害に備え、協力・連携していくことではじめてなし得るものであることから、本町においては、町、町民、事業者、防災関係者が一体となり、災害に強い「健やかで安心して暮らせる元気なまちづくり」を進めていくこととし、本計画の基本方針を以下のとおり設定する。

【地域防災計画の基本理念】

健やかで安心して暮らせる元気なまちづくり

第1 総合的な防災計画の作成

大崎町で発生する可能性のある風水害や震災をはじめとした各種の災害や事故、又は複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害を未然に防ぐための災害予防の対策、災害が発生した場合に被害を最小限に抑制するための災害応急の対策、災害発生後の復旧・復興の対策等を備えた総合的な計画とする。

第2 防災体制の充実

災害発生時における初動体制を中心に、町災害対策本部の機能をハード及びソフト両面にわたり強化するとともに、各防災関係機関を含めた役割を明示することにより、情報、避難、医療、備蓄、輸送、ライフラインの確保、応援要請等、効果的な各種応急対策が円滑に実施されるよう、町の防災体制の充実を図る。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第3 要配慮者への配慮

近年の各地で発生している災害においては、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、身体障害者や情報の理解が困難な外国人等、要配慮者の被害が多く見受けられる。計画では、情報提供や避難誘導等、これらの要配慮者の安全確保に関する対策や配慮の充実を図る。

第 4 地域防災力の向上

「自らの命は自ら守る」、みんなの命はみんなで守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、町民や事業所等による自主備蓄などの事前の備えや防災意識の高揚とともに、災害発生における消火・人命救出活動等へ協力を促すほか、地域の自主防災組織やボランティアの育成を強化するなど、自助・共助・公助による地域防災力の向上を図る計画とする。

第 5 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、町民の生活安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第 4 節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年定期的に検討を加え修正を行う。また、随時必要があると認めるときは、その都度速やかに計画を修正する。

第 5 節 計画の周知

本計画の内容は、関係防災機関の職員並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知を図るとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第 42 条第 4 項に定める公表のほか、町民にも広く周知徹底させる。

第 6 節 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

第2章 防災関連機関の業務の大綱

本章は、本町における防災に際し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、処理すべき事務又は業務を示す。

第1 大崎町

大崎町は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当する。また、災害救助法が適用された場合は、県知事の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

- (1) 大崎町防災会議に係る業務に関すること。
- (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
- (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
- (6) 被災した町の管理施設の応急対策に関すること。
- (7) 災害時における文教、保健衛生、公安対策に関すること。
- (8) 災害対策要員の供給、あつ旋に関すること。
- (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- (10) 災害時における水及び食糧の確保に関すること。
- (11) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。
- (12) 被災施設の復旧に関すること。
- (13) 町内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
- (14) 災害対策に係る自治体等との相互応援協力及び広域応援協力等に関すること。
- (15) その他災害対策に必要な事務又は業務に関すること。

第2 消防本部（大隅管轄地区消防組合）

消防本部は、災害予防及び災害発生時における消防・救急救助活動等に関して、第1機関として実施にあたる。

- (1) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (2) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (3) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
- (4) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
- (5) 避難住民の誘導、その他住民の避難措置に関すること。
- (6) 救援、安否情報の収集、その他住民等の救援措置の実施に対する協力に関すること。
- (7) 予警報、災害情報等の収集及びその提供に関すること。
- (8) 災害時における消防通信の確保及び運用に関すること。
- (9) その他緊急事態への対処に関すること。

第 3 鹿児島県

鹿児島県は、町及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当する。また、災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ町に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

- (1) 鹿児島県防災会議に係る業務に関すること。
- (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
- (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
- (6) 被災した県の管理施設の応急対策に関すること。
- (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。
- (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関すること。
- (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。
- (11) 被災施設の復旧に関すること。
- (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること。
- (13) 災害対策に係る「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。

第 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び町が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

1 九州農政局（九州農政局 鹿屋駐在所）

- (1) 農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。
- (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。
- (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。
- (4) 主要食料の安定供給対策に関すること。
- (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。

2 九州森林管理局（大隅森林管理署）

- (1) 国有林野等の森林治水事業の実施及び施設等の防災管理に関すること。
- (2) 災害応急対策用木材（国有林）の需要に関すること。

3 九州地方整備局（大隅河川国道事務所）

- (1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 直轄国道の維持改修に関すること。

(3) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。
4 鹿児島労働局（鹿屋労働基準監督署） (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべきこと。
5 福岡管区気象台（鹿児島地方気象台） (1) 気象、地象及び水象の予報、警報の発表及び通報に関すること。 (2) 地震情報の発表及び通報に関すること。 (3) 災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関すること。 (4) 防災気象知識の普及及び指導に関すること。 (5) 気象災害防止のための統計調査に関すること。
6 第十管区海上保安本部 (1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 (2) 警報等の伝達に関すること。 (3) 情報の収集に関すること。 (4) 海難救助等に関すること。 (5) 排出油の防除に関すること。 (6) 海上交通安全の確保に関すること。 (7) 治安の維持に関すること。 (8) 危険物の保安措置に関すること。 (9) 緊急輸送に関すること。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (12) 警戒区域の設定に関すること。 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。

第5 自衛隊（陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群）
(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水科連隊、海上自衛等のほか災害通信の支援に関すること。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その組織の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び町が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。
1 西日本電信電話株式会社（鹿児島支店） (1) 電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること。 (2) 災害時の非常通話の取扱いに関すること。

2 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社（各支店） （１）災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 （２）災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 ③ 被災者あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 ④ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること。 ⑤ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請に関すること。 ⑥ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除に関すること。 ⑦ 郵政事業医療機関による医療救護活動に関すること ⑧ 災害ボランティア口座に関すること （３）被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。	3 日本赤十字社（鹿児島県支部 大崎町分区） （１）災害時における医療、助産及び死体処理等被災地での医療救護活動に関すること。 （２）救援物資の備蓄と配分に関すること。 （３）災害時の血液製剤の供給に関すること。 （４）義援金の受付に関すること。 （５）防災ボランティア等による災害時の活動に関すること。 4 日本放送協会（鹿児島放送局）及び報道関係機関 （１）気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 （２）社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。 5 自動車運送機関（大隅交通ネットワーク株式会社，鹿児島県トラック協会） 災害時における貨物自動車等による救援物資及び避難者等の輸送に関すること。 6 九州電力株式会社（鹿屋営業所） （１）電力施設の整備と防災管理に関すること。 （２）災害時における電力供給確保に関すること。 （３）被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。 7 鹿児島県医師会（公益社団法人 曾於医師会） 災害時における助産、医療救護に関すること。 8 鹿児島県歯科医師会（曾於郡歯科医師会） （１）災害時における歯科医療に関すること。 （２）身元確認に関すること。 9 鹿児島県薬剤師会（曾於支部） 災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。 10 鹿児島県看護協会（大隅支部） 災害看護に関すること。
--	--

	11 鹿児島県建設業協会（曾於支部） （１）公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 （２）公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。
--	--

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、県及び町が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

1 そお鹿児島農業協同組合

- （１）農作物、家畜の防災，災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。
- （２）被災農家に対する融資，斡旋に関すること。
- （３）農産物の需給調整に関すること。
- （４）被害状況の調査に関すること。

2 曾於農業共済組合

- （１）り災農家に対する被害調査及び保険金の支給等に関すること。
- （２）災害時における家畜の防疫対策に関すること。

3 土地改良区（持留川・横瀬，菱田，立小野，蓬原，曾於南部）

- （１）防災のため池，ファームpond，硬水浄化施設等の整備及び防災管理に関すること。
- （２）農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。

4 鹿児島県漁業協同組合 東串良支所

- （１）漁業の防災，災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。
- （２）被災漁業者に対する融資，あっせんに関すること。
- （３）漁業協同組合漁船の遭難防止の対策に関すること。
- （４）被害状況の調査に関すること。

5 曾於地区森林組合

- （１）山林等の防災，災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。
- （２）被災林業者に対する融資，斡旋に関すること。
- （３）被害状況の調査に関すること。

6 大崎町商工会

- （１）商工に関する防災，災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。
- （２）被災商工業者に対する融資，斡旋に関すること。
- （３）災害時における必要物資の供給及び価格安定対策に関すること。

7 水道事業者

- （１）水道施設の整備と防災管理に関すること。
- （２）災害時における水の確保に関すること。
- （３）被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

8 学校法人

	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における幼児，児童，生徒及び学生の避難誘導に関すること。 (3) 災害時における応急教育の対策に関すること。 (4) 被災施設の災害復旧に関すること。
	9 大崎町社会福祉協議会 (1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
	10 病院等経営者 (1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療，助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
	11 社会福祉施設経営者 (1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
	12 金融機関 被災事業者等に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
	13 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 それぞれの職務に関する防災管理，応急対策及び災害復旧に関すること。

※公共的団体・・・農業共同組合，森林組合，商工会等の産業経済団体，社会福祉協議会，青年団等の文化事業団体等，公共的な活動を営むもの。

第3章 町民及び事業所の基本的責務

本章では、町民及び事業所の基本的責務を示す。町民及び事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 町民

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と、「地域の安全は、地域住民がお互いに助け合って確保する」共助が防災の基本であり、町民はこの観点に立ち、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・県・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、町民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、町及び県と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

1 平常時から実施する事項

- (1) 防災に関する知識の習得
- (2) 地域固有の災害特性の理解と認識
- (3) 家屋等の耐震性の促進、家屋の転倒防止対策
- (4) ブロック塀等の改修及び生け垣化
- (5) 火気使用器具等の点検と火災予防措置
- (6) 避難場所、避難路の確認
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- (8) 各種防災訓練への参加による防災技能の習得
- (9) 自主防災組織の設立、参加
- (10) その他災害予防に必要な事項

2 災害発生時に実施が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達
- (2) 出火防止措置及び初期消火の実施
- (3) 自主防災組織への参加
- (4) 適切な避難の実施
- (5) 組織的な応急復旧活動への参加と協力
- (6) その他災害対策に必要な事項

第2 事業所

事業所の事業者(管理者)は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、町、県及びその他の行政機

関と連携・協働し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

1 平常時から実施する事項

- (1) 防災責任者の育成
- (2) 建築物の耐震化の促進
- (3) 施設、設備の安全管理
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 従業員に対する防災知識の普及
- (6) 自衛消防隊の結成と防災計画の作成
- (7) 地域防災活動への参加、協力
- (8) 防災用資機材の備蓄と管理
- (9) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- (10) 広告、外装材等の落下防止
- (11) その他災害予防に必要な事項

2 災害発生時に実施が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達
- (2) 出火防止措置及び初期消火の実施
- (3) 従業員、利用者等の避難
- (4) 応急救急・救護
- (5) 地域活動への協力、支援
- (6) ボランティア活動への支援
- (7) その他災害対策に必要な事項

第4章 町の地域特性及び災害特性

本章では、町の位置、地形、地質特性及び社会条件、並びに地震・津波の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 地勢

本町は、鹿児島県東南部北緯31度25分、東経131度3分に位置し、志布志湾に面し、県都鹿児島市まで約70キロメートルである。隣接市町には、東に志布志市、西に鹿屋市、南に東串良町、北に曾於市の各市町と隣接しており、東西約8キロメートル、南北に約18キロメートルで7キロメートルの景観に富む海岸線を有し、総面積約100.82平方キロメートルである。

地勢は、町の中央部を100メートルの等高線が横断し南北に大別されるが、南部は志布志湾から北に向かってゆるやかな勾配をなし、北部は標高150～200メートルの丘陵地帯となり、菱田川、田原川、持留川が南流し志布志湾に注いでいる。南部はこの3河川に沿って水田地帯がひろげ、その中間が台地となり畑地を形成している。また、北部は畑地が主であるが、全体として山林原野が多く、水田はわずかに点在している。

土質は、この地帯特有のシラス土壌の上に形成された黒色火山灰土壌が多く粘着性がないため、豪雨の度に土砂の崩壊、流出による災害が発生しやすい。また、夏期には日照りが続くと保水力がないため農作物は干害を受けやすい。なお、水田の一部には泥炭層をなしているところがある。

第2 気象

亜熱帯性の低緯度地帯に位置しており、また、近海を流れる黒潮の影響により、一般に高温多雨で、例年6、7月頃には梅雨前線の停滞により、しばしば豪雨に見舞われる一方、8、9月には干害も受けやすく、また、俗にいう台風常襲地帯で、毎年いくつかの台風に見舞われる。特に、夏から秋にかけての雨は、台風・熱雷雨に伴う一時的な豪雨が多く、梅雨期の豪雨とともに多くの災害を起こす要因となっている。

第3 災害の特徴

1 地震

鹿児島県本土は、九州地方でも比較的有感地震の発生が少ない地域であり、地震による災害の記録がない地域である。

しかしながら、大正3年の桜島の大爆発時には、多量の降灰、砂礫と強烈な地震の被害は、周辺数十キロメートルの地帯に広く広がっている。

また、南海トラフでの巨大地震の可能性が発表され、今後、大きな災害を引き起こす地震が発生することも十分考えられるため、平常から地震被害に備える体制を整えておく必要がある。

2 津波

内閣府より発表された想定によると、南海トラフで巨大地震が発生した場合、地震発生後36分以内（1メートルの津波）に津波が志布志湾に到達し、本町沿岸では、最大7メートルの津波が予想されているため、津波被害に備える体制を整えておくことが必要である

（県の津波災害履歴から町へ影響があったもの）

記録に残る県内の津波による被害は、1605年（慶長9年12月16日）に大隅から薩摩にかけての海浜に大浪が寄せて来て、建物も人も多数被害を受けたとか、1707年（宝永4年10月4日）に地震で海水が大いに溢れて種子島東側の浦で人家が10軒流失したというものがある。

近年では、1960年（昭和35年5月23日）のチリ地震津波で、日本各地は発震後ほぼ一昼夜を経て津波の襲来を受けているが、鹿児島県内でも各地に浸水による被害が発生し、特に奄美大島では、637戸の床上浸水、1,321戸の床下浸水による災害が発生している。

ちなみに、日向灘で大規模な地震が発生した場合、津波の第一波は発震後20分以内で大隅東岸に到達することになり、これが満潮時と重なると更に災害を大きくすることになる。

このように稀ではあるが、鹿児島県においても過去に津波の襲来を受けており、今後もまた襲来することが十分予想される。また、国が想定した南海トラフの巨大地震による津波への対応も検討する必要がある。

《参考》津波被害の記録（江戸時代までのもの）

1 南海トラフ沿いの地震による津波

（1）慶長地震津波

- ・慶長9年12月16日（1605年2月3日）のマグニチュード8級の南海トラフ沿いの地震による。

- ・本県での遡上域など被害は未詳だが、東目【大隅】から西目【薩摩】にかけての海浜に大浪が寄せて来て、建屋のことは言うに及ばず、人も多数被害を受けた旨の記録（樺山権左衛門尉久高の譜の中の島津義久書状）がある。

（2）外所地震による津波

- ・寛文2年9月19日（1662年10月30日）に日向灘で起きたマグニチュード7級の「外所（とんところ／とんどころ）地震」による津波は、延岡市付近で3～4m、宮崎市付近で4～5m、志布志湾付近で2～3mと推定されている。

- ・寛文2年10月（1662年11月）に、大隅が大地震で「山が崩れ海が埋まり」、海が陸となった旨の江戸時代の記録（続史愚抄、玉露叢、三国名勝図会）があったが、明治以降の災害資料集（日本震災凶謹攷ほか）で、外所地震と混同されてか、大隅も陸が海となったとされた。

（3）宝永地震津波

- ・宝永4年10月4日（1707年10月28日）のマグニチュード8超の南海トラフ沿いの地震による津波で、大分・宮崎では死者や多くの家屋の流失の記録があり、津波高3～4mと推定されている。

第 5 章 災害の想定

本計画の策定にあたり、本町及び鹿児島県において、過去の地震災害の発生状況を考慮すると共に、国・県によりとりまとめられた各種被害の想定結果を踏まえるものとする。

第 1 南海トラフの巨大地震モデル検討会による想定津波の概要

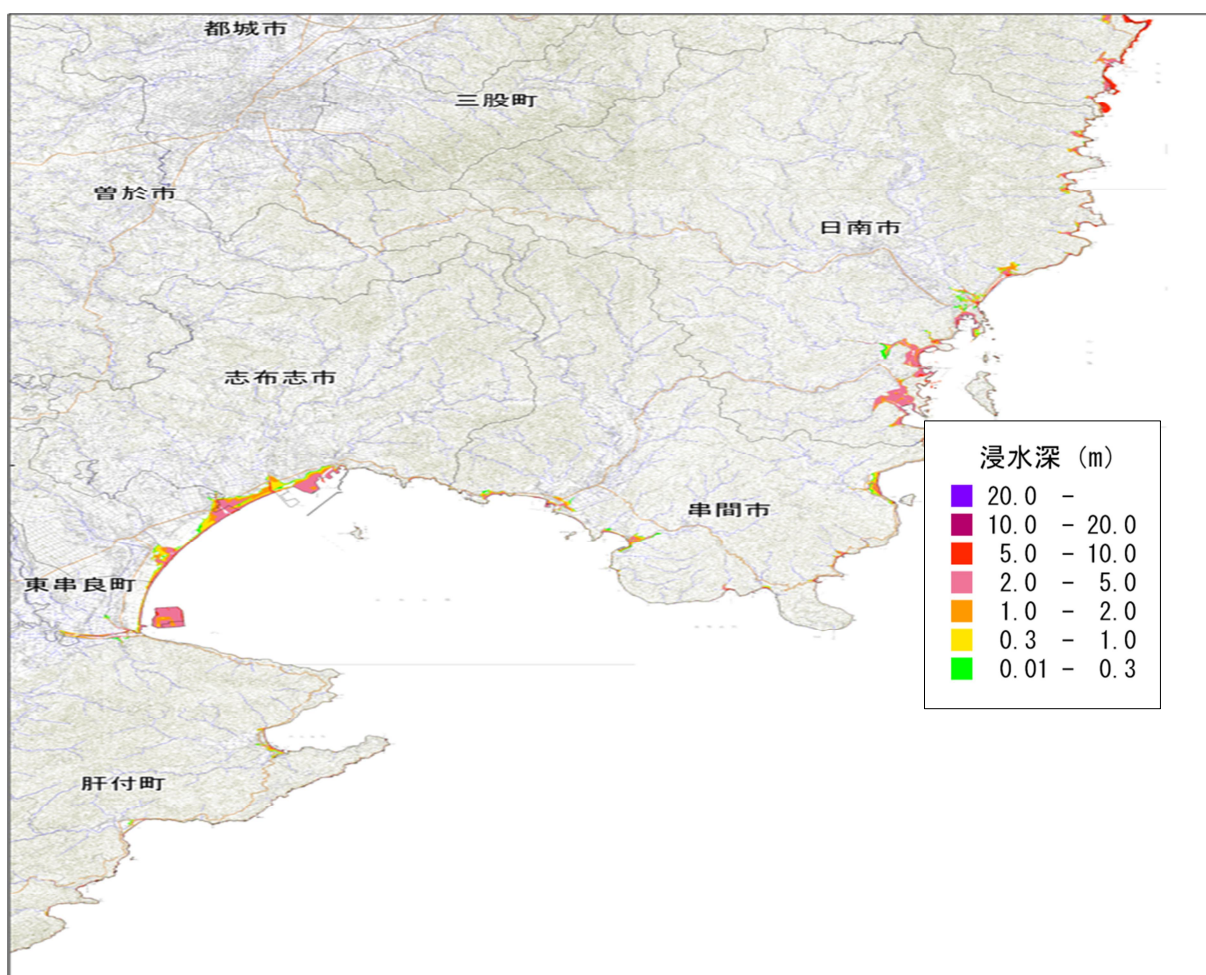
1 想定津波の概要

本計画では、本町に最も大きな被害をもたらすものと想定される南海トラフ巨大地震による被害の想定をする。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、国の想定では、最大震度 6 弱の揺れと最大津波高 7 メートルの津波が発生し、沿岸部を中心に液状化の危険性が指摘されている。

表 浸水深分布図

平成 24 年 8 月（南海トラフの巨大地震モデル検討会）



第2 県地震等災害被害予測調査による想定津波の概要

1 想定津波の概要

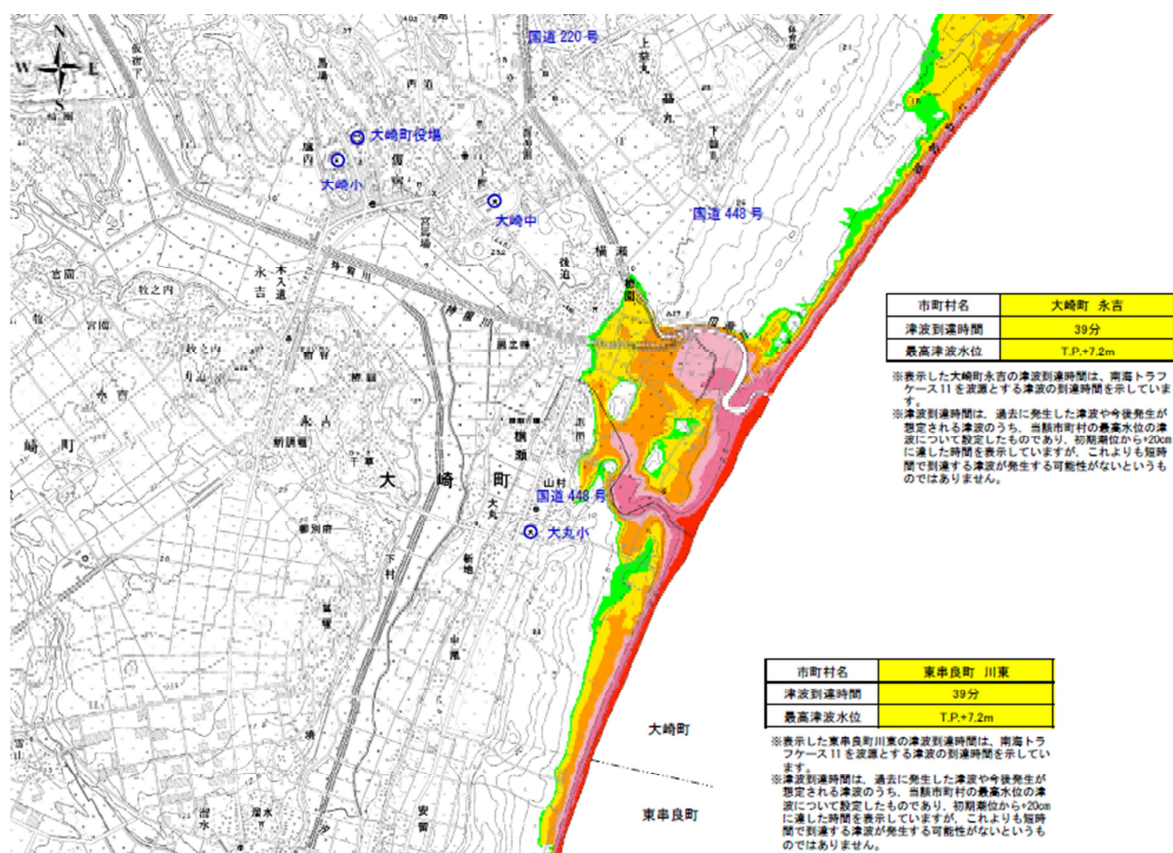
南海トラフ巨大地震が発生した場合、県の想定では、最大震度6弱の揺れと最大津波高7.32メートルの津波が発生し、沿岸部を中心に液状化の危険性が指摘されている。

また、種子島東方沖地震が発生した場合は、南海トラフ巨大地震と比較し、最大震度、最大津波高とも低いものの、県の被害予測調査では、南海トラフ巨大地震が発生した場合より、本町での被害は甚大となっている。

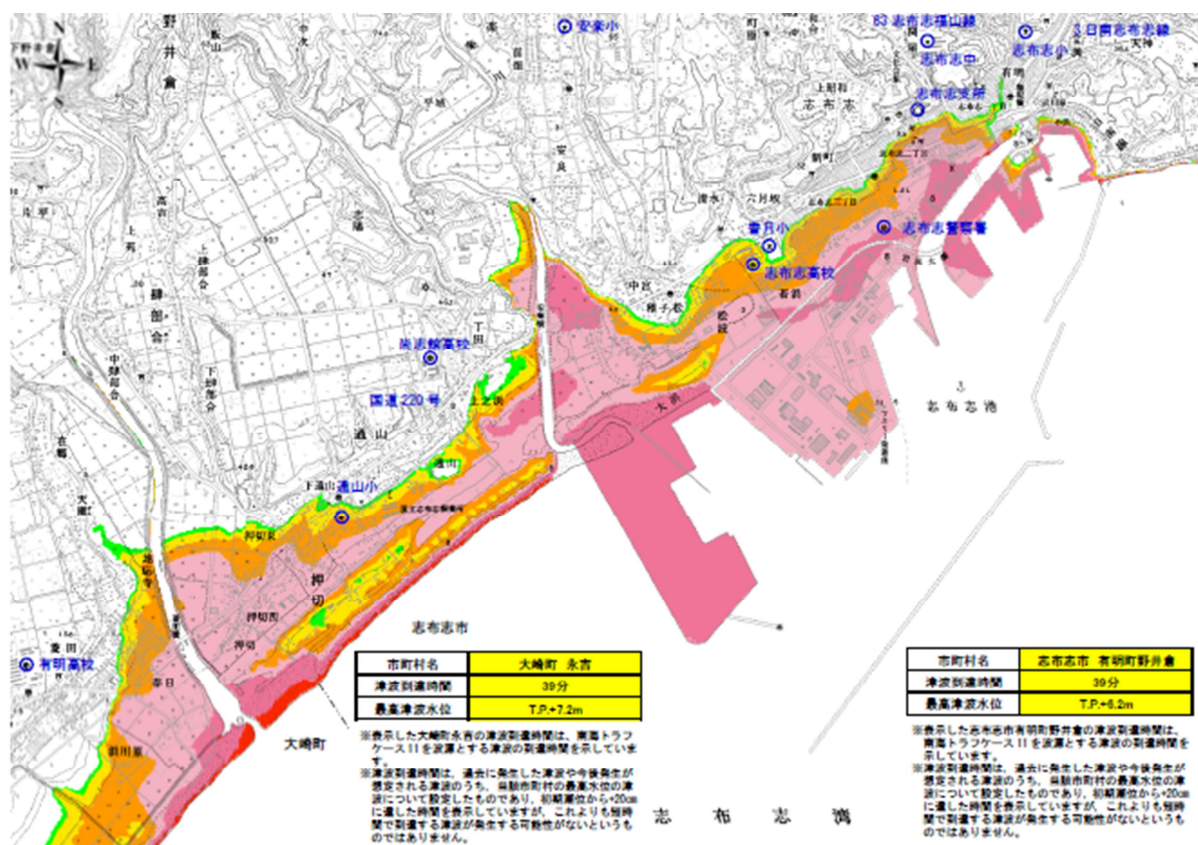
表 浸水深分布図

平成25年3月（鹿児島県地震等災害被害予測調査）

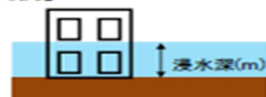
横瀬地区



●菱田地区



【凡例】



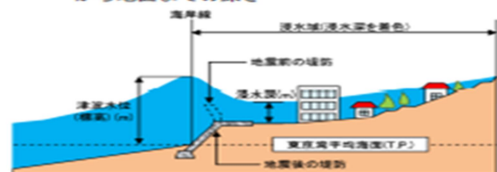
浸水深(m)	
20.0m以上	—
10.0m以上	— 20.0m未満
5.0m以上	— 10.0m未満
3.0m以上	— 5.0m未満
2.0m以上	— 3.0m未満
1.0m以上	— 2.0m未満
0.5m以上	— 1.0m未満
0.01m以上	— 0.3m未満

【津波の計算条件】

- 初期潮位：朔望平均満潮位
- 堤防条件：100%沈下（地震発生と同時に堤防なし）

【浸水想定用語の解説】

- 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
- 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高くなったときの水面から地面までの深さ



- 津波到達時間：海岸線において初期潮位から+20cmの変化が生じるまでの時間

2 本町の最大被害想定

本町における被害は、「鹿児島県地震等災害被害予測調査報告書概要版」

(1) 被害想定

項 目	南海トラフ巨大地震	種子島東方沖地震	トカラ列島 太平洋沖
最大震度	6 弱	6 弱	5 弱
最大津波高	7.32m	4.66m	3.08m
津波到達時間	39 分	30 分	48 分

(2) 被害想定

大崎町においては、種子島東方沖地震発生時が、最も人的・物的被害等大きくなる。

① 被害額 350 億円

② 主な被害想定

(ア) 人的被害

項目	被害	内 訳				
		建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	その他
死者数	40 人	-	-	40 人	-	-
負傷者	90 人	80 人	-	10 人	-	-

注 1) - ; は、わずか

(イ) 物的被害

項目	被害	内 訳			
		液状化	揺れ	斜面崩壊	津波
建物全壊	340 棟	310 棟	30 棟	-	-
建物半壊	1,400 棟	890 棟	530 棟	10 棟	10 棟

注 1) - ; は、わずか